

	実施日(予定)	対象	内容	啓発規模
多数の者が利用する全ての施設	2018/8/1		・庁内全部局に対して法律の公布について周知依頼	
	2018/11/29		・「職場における受動喫煙防止対策説明会」での情報提供	56名
	2019/2/26		・庁内全部局に対して政省令の公布について周知依頼	
	2019/3/7		・たばこ対策推進委員会で各関係団体の委員へ周知依頼(医師会、歯科医師会、薬剤師会、経済産業協会、協会けんぽ、奈良県生活衛生営業指導センター)	
	2019/3/22		・啓発チラシの作成(10,000部)	
	2019/5	県民	・県民だより奈良5月号での周知	
	2019/5	県民	・奈良新聞健康だよりでの周知(R元5月28日付)	
	2019/5/31	老人クラブ代表	・県長寿・福祉人材確保対策課を通じて、厚生労働省リーフレット(国民用)のチラシ及びティッシュを配布(市町村老人クラブ連合会正副会長会議)	102部
第一種施設	2019/3	薬局	・県内全薬局へリーフレット送付	559部
	2019/4	診療所等	・県医師会広報への掲載(医師新報5月号掲載) ・県医師会への周知依頼	2,350部
	2019/5/15	老人保健施設等	・県介護保険課を通じて、県作成チラシ配布	120部
	2019/7/2	県内高等学校等	・奈良県高等学校生と指導連絡協議会にて厚生労働省リーフレット、県作成チラシ配布	100部
	2019/7.25	県内中学校・高等学校	・県教育委員会保健体育課を通じて厚生労働省リーフレット(中高生版)の配布予定	4,751部 5,260部
	2019/7	診療所等	・県歯科医師会広報誌への掲載(奈歯報7月号掲載)	700部
第二種施設	2019/5/29	飲食店 旅館・ホテル 興業場 理美容所 クリーニング業 公衆浴場業 食肉業	・各組合への周知依頼 ・生活衛生営業指導センターへ啓発依頼 県作成チラシ 厚生労働省リーフレット(事業者向け) ・各種組合研修会での情報提供	1,000部 1,150部
	2019/5/29	事業所等	・協会けんぽへの周知依頼 ・協会けんぽより県作成チラシ郵送(健康保険委員のいる健康意識の高い企業)	1,900部
	2019/4	事業所等	・なら労働時報4月号での周知(雇用政策課)	1,300部
	2019/5/14	事業所等	・協会けんぽ主催の健康経営推進に向けたトップセミナーにて県作成チラシ配布	60部
	2019/6/12	事業所等	・産業保健総合支援センター研修会での情報提供 ・産業保健従事者へ配布 県作成チラシ 厚生労働省リーフレット	60部 60部
	2019/7	飲食店 理美容等	・生活衛生営業指導センターの会報誌「生活衛生なら」での周知	2,600部
	2020/3	食品衛生関係	・食品衛生協会が作成するカレンダーに掲載	1,000部

受動喫煙のない社会をめざしましょう！

～健康増進法の一部を改正する法律について～

基本的な考え方

1

望まない受動喫煙
をなくす



2

受動喫煙による
健康影響が大きい
子ども・患者等に
特に配慮



3

施設の類型・場所
ごとに対策を実施



★詳細については、「なくそう！望まない受動喫煙」で検索するか、
右のQRコードをご確認ください。（QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です）

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関

2019年7月1日から 敷地内禁煙^{※1}となります

※1 特定屋外喫煙場所（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所）
を設置することができます。特定屋外喫煙場所の設置には、

- 区画されていること
 - 喫煙場所である旨の標識を掲示していること
 - 通常、人が立ち入らないような場所に設置していること
- が必要です。

<該当施設例>

学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、
介護医療院、児童福祉施設、認定こども園、行政機関の庁舎 等



旅客運送事業自動車（タクシー等）、航空機

2020年4月1日から 禁煙 となります（車内・機内）

※裏面に続きます

飲食店※²・事業所・工場・ホテル・旅館など多数の者が
 利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道

ただし、ホテル・旅館の客室等、居住場所は適用除外です

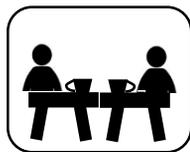
2020年4月1日から

原則屋内禁煙 となります

(喫煙専用室 (基準あり) 内でのみ喫煙可)

いずれかを
 選択できます

○屋内禁煙



or

○喫煙専用室設置



or

○加熱式たばこ専用の
 喫煙室設置



掲示義務

掲示義務

室外への煙の流出防止措置

※² 飲食店について (2020年3月31日までの既存の飲食店が対象です)

個人または中小企業 (資本金または出資総額5,000万円以下) かつ客席面積が100㎡以下の場合には経過措置が適用されます

いずれかを選択できます

○屋内禁煙



or

○喫煙専用室設置



or

○加熱式たばこ専用の
 喫煙室設置



or

○喫煙可能



掲示義務

掲示義務

掲示義務

室外への煙の流出防止措置

注意事項 (共通)

- 全ての施設で喫煙可能な部分は客・従業員ともに**20歳未満は立ち入ることができません**
- 喫煙禁止場所で喫煙した場合、不適切な喫煙器具・設備の設置をした場合等、義務違反があった場合は**罰則の対象**となります

問い合わせ先 (受動喫煙防止対策に関する相談窓口)

お住まいの市町村	問い合わせ先	住所	電話番号
奈良市	奈良市保健所	奈良市三条本町13-1	0742-93-8392
大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡	奈良県郡山保健所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-51-0196
大和高田市、橿原市、桜井市、宇陀市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡	奈良県中和保健所	橿原市常盤町605-5	0744-48-3034
五條市、吉野郡	奈良県吉野保健所	吉野郡下市町新住15-3	0747-52-0551

マナーからルールへ ～受動喫煙のない社会をめざしましょう!～

2018年7月 健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

基本的な考え方

多くの人が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙となります。



望まない受動喫煙をなくす



受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮



施設の類型・場所ごとに対策を実施



詳しくは、

なくそう!望まない受動喫煙

検索



必要となる対策

病院・診療所・助産所・薬局・介護医療院・
介護老人保健施設・学校・認定こども園・
児童福祉施設等・行政機関等

2019年7月1日から
敷地内禁煙※1

※1 特定屋外喫煙場所(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所)を設置することができます。

特定屋外喫煙場所
の設置には、

- ・区画されていること
- ・喫煙場所である旨の標識を掲示していること
- ・通常、人が立ち入らないような場所に設置していること

が必要です。



飲食店※2・事業所・工場・ホテル・旅館など
多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道

2020年4月1日から
原則屋内禁煙

(喫煙専用室(基準あり)内でのみ喫煙可)

屋内禁煙



喫煙専用室設置



加熱式たばこ専用の喫煙室設置



or

or

掲示義務

室外への煙の流出防止措置

掲示義務

※2 飲食店について(2020年4月以降、新規開店した飲食店は対象外です)

個人または中小企業(資本金または出資総額5,000万円以下)かつ客席面積が100㎡以下の場合は経過措置が適用されます

屋内禁煙



喫煙専用室設置



加熱式たばこ専用の喫煙室設置



喫煙可能



掲示義務

室外への煙の流出防止措置

掲示義務

掲示義務

旅客運送事業自動車(タクシー等)・航空機

2020年4月1日から禁煙

(車内・機内)

注意

◎全ての施設で喫煙可能な部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入ることができません

◎喫煙禁止場所で喫煙した場合、不適切な喫煙器具・設備の設置をした場合等、義務違反があった場合は罰則の対象となります

受動喫煙防止対策に関する問合せ：お近くの保健所まで

